

## インターネットバンキング定期預金規定

### 1. (預金の受入れ)

- (1) この預金は、お客様が当組合所定のインターネットバンキングサービスを利用して、同サービス上の関連口座として契約している定期預金口座に預入れるものをいいます。
- (2) この預金は、組合員である個人の方（未成年を除く）に限りご利用いただけます。
- (3) この預金は、総合口座または通帳式で取扱います。
- (4) この預金で取扱いのできる定期預金は当組合所定の商品とします。
- (5) この預金は、当組合所定のインターネットバンキングサービスにおけるサービス利用口座として登録いただいている普通預金口座からの振替によってのみ預入れできます。
- (6) この預金は、所得税法に定める障害者等の少額預金における利子所得等の非課税制度（マル優）はご利用いただけません。

### 2. (取引の成立)

- (1) この預金の取引は、当組合所定のインターネットバンキングサービスにてお客様がお申込み手続きを行った日の翌営業日以降で、お客様において指定された営業日に当組合の手続きが完了した時点で成立するものとします。ただし、ご指定日にサービス利用口座の資金が不足している場合は不成立となり、再度当組合所定のインターネットバンキングサービスによるお申込み手続きが必要となります。

### 3. (預金の解約、満期解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前には解約はできません。
- (2) 前項により満期日前に解約する場合、取引店の窓口のみの取扱いとし、その利息計算は、各定期預金規定の定めによるものとします。その場合、当組合所定の払戻請求書に届出の印章で記名押印のうえ通帳とともに提出いただくものとします。
- (3) この預金を満期解約または書替継続（商品内容変更を伴う継続）するときは、当組合所定のインターネットバンキングサービスにてお客様がお申込み手続きを行っていただくものとします。
- (4) この預金を満期解約するときは、当組合所定のインターネットバンキングサービスにて預入完了後から満期日の2営業日前までに満期解約予約の手続きが必要となります。
- (5) この預金を書替継続（商品内容変更を伴う継続）するときは、当組合所定のインターネットバンキングサービスより手続きが必要となります。書替継続手続きの一部となる解約処理のみ行うことおよび元金が減額となる書替継続手続きを行うことはできません。

### 4. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、各預金規定およびしょうしんインターネットバンキングサービス取扱規定によるものとします。

### 5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢等の変化その他相当の事由があると認められる場合、当組合ウェブサイトへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和3年7月3日現在)